

令和7年10月6日

お客さま各位

佐賀東信用組合

貸金庫規定の改定について

平素は、当組合をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

このたび、金融庁による「主要行等向けの総合的な監督指針」の改正等を受け、貸金庫業務の一層の適正化を図るため、下記のとおり貸金庫規定を改定いたします。

なお、改定後の規定は、従前よりお取引いただいているお客様にも適用されますので、予めご了承ください。

記

1. 改定する規定 貸金庫規定

2. 改定日 令和8年2月2日

3. 改定内容

(1) 主な改定内容（規定改定の詳細は、別紙新旧対照表のとおり）

- ① 貸金庫に保管いただけないものに「現金」を追加
- ② 貸金庫利用目的（適正にご利用いただくこと）を書面でご申告いただくことを追加
- ③ 当組合による契約の解約事由の追加

(2) 格納いただけない現金について

日本円（注）、外国通貨とも格納いただけません。

（注）日本円のうち、以下の2点が格納いただけない現金となります。

- ① 日本銀行 HP「現在発行されている銀行券・貨幣」に掲載されている銀行券・貨幣
- ② 「①」と肖像が同一である銀行券（2007年発行停止の一万円券（福沢諭吉））

※詳しくは日本銀行 HP をご確認ください。

4. ご留意点

(1) 現在、貸金庫内に現金を格納されているお客さまにおかれましては、規定改定日までに現金のお取り出しをいただきますよう、お願いいたします。

(2) 3. 改定内容(1)②に記載の書面につきましては、貸金庫をご契約いただいているお客様に対し、お届けいただいている住所宛てに郵送等させていただきます。

規定改定に伴いお手数をおかけ致しますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願い致します。
不明な点等がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

以上



佐賀東信用組合

貸金庫規定 新旧対照表(令和8年2月2日改定)

改定後	現行
1. (格納品の範囲) (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。 ① 公社債券、株券その他の有価証券 ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類 ③ 貴金属、宝石その他の貴重品 ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの (2) 当組合は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。 <u>(3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u> <u>① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクが高いと考えられるもの</u> <u>② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</u> <u>③ 破損しやすいもの</u> 2. (利用目的の確認) <u>(1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当組合の定める方法で、申出を行うこととします。</u> <u>(2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u> 3. (契約期間等) 4. (使用料) (1) 貸金庫の使用料は、手数料規定の料率により1年分を前払いするものとし、毎年4月1日(休日の場合は翌営業日)、<u>支払日に引落不能だった場合等は、支払日以降、振替が可能と確認できた日</u>に、借主が指定した預金口座から自動振替により引落すものとし、なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。 (2) ～ (3) <略>	1. (格納品の範囲) (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。 ① 公社債券、株券その他の有価証券 ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類 ③ 貴金属、宝石その他の貴重品 ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの (2) 当組合は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。 <u>(3) < 新設 ></u> 2. < 新設 > 2. (契約期間等) 3. (使用料) (1) 貸金庫の使用料は、手数料規定の料率により1年分を前払いするものとし、毎年4月1日(休日の場合は翌営業日)、借主が指定した預金口座から自動振替により引落すものとし、なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。 (2) ～ (3) <略>

改定後	現行
<u>5.</u>（鍵の保管） 貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当組合立会いのうえ借主が届出の印章（または署名）により封印し、当組合が保管します。<u>なお、正鍵の複製はできません。</u> <u>6.</u>（貸金庫の開閉等） （1）＜略＞ （2）開庫にあたっては、当組合所定の開扉依頼書に届出の印章により記名押印して提出<u>のうえ、正鍵を使用して行ってください。</u>なお、閉庫後は必ず貸金庫の施錠を確認してください。 7.（届出事項の変更等） （1）～（2）＜略＞ <u>（3）貸金庫の契約の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当組合所定の方法により届出てください。</u> <u>8.</u>（成年後見人等の届出）＜略＞ <u>9.</u>（印章、鍵の喪失時等の取扱い） （1）印章もしくは正鍵を紛失した場合の貸金庫の開閉は、当組合所定の手続をした後に行ってください。この場合、<u>手続完了までの間、</u>相当の期間をおくことがあります。 （2）＜略＞ <u>10.</u>（印鑑照合等）＜略＞ <u>11.</u>（損害の負担等）＜略＞ <u>12.</u>（反社会的勢力との取引拒絶） この貸金庫は、第<u>13</u>条第3項<u>第1号、第2号および第3号</u>のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第<u>13</u>条第3項<u>第1号、第2号または第3号</u>の一にでも該当する場合には、当組合はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。	<u>4.</u>（鍵の保管） 貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当組合立会いのうえ借主が届出の印章（または署名）により封印し、当組合が保管します。 <u>5.</u>（貸金庫の開閉等） （1）＜略＞ （2）開庫にあたっては、当組合所定の開扉依頼書に届出の印章<u>（または署名）</u>により記名押印<u>（または署名）</u>して提出<u>してください。</u>なお、閉庫後は貸金庫の施錠を確認してください。 7.（届出事項の変更等） （1）～（2）＜略＞ <u>（3）＜ 新設 ＞</u> <u>6.</u>（成年後見人等の届出）＜略＞ <u>8.</u>（印章、鍵の喪失時等の取扱い） （1）印章もしくは正鍵を紛失した場合の貸金庫の開閉は、当組合所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、<u>また、保証人を求めることがあります。</u> （2）＜略＞ <u>9.</u>（印鑑照合等）＜略＞ <u>10.</u>（損害の負担等）＜略＞ <u>11.</u>（反社会的勢力との取引拒絶） この貸金庫は、第<u>12</u>条第3項<u>各号</u>のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第<u>12</u>条第3項<u>各号</u>の一にでも該当する場合には、当組合はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

改定後	現行
1 3. (解約等) (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当組合所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を紛失した場合に解約するときは、このほか第<u>9</u>条に準じて取扱います。 (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第<u>3</u>条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ①～⑤<略> <u>⑥ 借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</u> <u>⑦ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</u> <u>⑧ 法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき</u> <u>⑨ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当組合が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当組合が判断したとき</u> (3) <略> ① <略> ② <略> A. ～E. <略> F. その他前各号に準ずる者 ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の<u>各号に</u>該当する行為をした場合 A. ～E. <略> (4) 第1項から第3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第<u>4</u>条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは、直ちに支払ってください。 なお、当組合はこの不足額を明渡しの日第<u>4</u>条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。	1 2. (解約等) (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当組合所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を紛失した場合に解約するときは、このほか第<u>8</u>条に準じて取扱います。 (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第<u>2</u>条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ①～⑤<略> <u>⑥～⑨< 新設 ></u> (3) <略> ① <略> ② <略> A. ～E. <略> F. < 新設 > ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に<u>いずれか一つにでも</u>該当する行為をした場合 A. ～E. <略> (4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第<u>3</u>条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは、直ちに支払ってください。 なお、当組合はこの不足額を明渡しの日第<u>3</u>条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

改定後	現行
(5) ～ (6) <略> <u>14. (貸金庫の修繕、移転等)</u> <u>(1) 貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当組合が格納品の一時引取りを求めたときは、直ちにこれに応じてください。</u> <u>(2) 前項のほか、貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、借主が使用する貸金庫の継続使用ができない場合には、当組合は借主に通知することにより貸金庫を変更できるものとします。この場合、貸金庫の変更の効力は、当組合指定の日に生じるものとします。</u> <u>(3) 第2項に基づき貸金庫の変更をする場合には、借主は当組合による通知内容に従って当組合所定の手続を行うものとします。この場合、借主は当組合所定の手続を行うまでの間、当組合は内函ごと貸金庫の格納品を取り出し、当組合指定の場所に移送して保管することができるものとし、保管に要する費用は借主の負担とします。なお、当組合は貸金庫の格納品の取り出しに際して公証人等に立ち会いを求めることができるものとします。</u> <u>15. (緊急措置) <略></u> <u>16. (譲渡、転貸等の禁止) <略></u> <u>< 削除 ></u> <u>17. (規定の変更)</u> <u>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> <u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u> 以 上 <u>2026年2月2日現在</u>	(5) ～ (6) <略> <u>13. (貸金庫の修繕、移転等)</u> 貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当組合が格納品の一時引取り <u>または貸金庫の変更</u> を求めたときは、直ちにこれに応じてください。 <u>(2) < 新設 ></u> <u>(3) < 新設 ></u> <u>14. (緊急措置) <略></u> <u>15. (譲渡、転貸等の禁止) <略></u> <u>16. (保証人)</u> <u>保証人は、この契約から生ずるすべての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。</u> <u>17. < 新設 ></u> 以 上 <u>2020年4月1日現在</u>